

事業名：空家等対策の推進（空家相談事業）

質問内容	回答内容
相談件数について、所有者、近隣住民の割合はどのような状況か。	令和4年度の44件のうち、15件が所有者等、23件が近隣、残り6件がその他のからのもの、令和5年度の58件のうち、19件が所有者、33件が近隣、6件がその他であった。なお、その他については、制度に関心がある方からの問い合わせなどである。
チラシなどを見ると、所有者向けの情報が多い。近隣からの相談を受ける情報が少ないと思うが、呼びかけを行ったのか。	今後、空き家となる前の未然防止に向けて、区役所内部で連携し取り組んで行く必要があると考えており、チラシの内容も含めて周知方法においてもその部分を強化していきたい。
地震が多い中で、空き家が多いのは気になる。管理不全空家はどうしても気になる。589棟のうち、65棟が該当すると思うが、現状はどのような状況か。	現地調査を実施したのち、戸籍や固定資産税の情報から所有者にコンタクトをとっている状況にある。所有者が見つかった際には、通知等による勧奨などの対応をしている。所有者が亡くなっている場合は、相続の関係で所有者の関係者にあたっている。
空家の利活用の観点から、都事業においてはマッチングを行っているのか。	都事業でマッチングは行っていない。借りたいという需要はあるが、貸したいという意向がなかなか無いという状況がある。
都は空家所有者への相談であり、空き家を使いたいという側へのアプローチはしていないとの認識である。他団体ではうまくいっている例もうまくいっていない例もある。不動産関係の事業者との連携が重要だと考える。	—
安全面での視点からは、利活用よりも管理が重要であると考えているが、特定空家等に該当する事例は1件もないのか。	区内では現段階では該当はない。
実態として危険な住宅がないということならいいが、管理不全空家等や特定空家等について法制度が整備された趣旨を踏まえ適切に対応すべき。	—
空家協議会は設置しているのか。	空家等対策基本計画策定の際設置したが、常設はしていないところである。
自治体によっては、特定空家等に指定する場合や勧告を行う場合の審議のために審議会を設置しているところもある。特定空家等がないということならよいが、全くないということはないのではないか。区の姿勢としても適切に対応するべきと考える。	他団体の例も踏まえ、設置について検討していきたい。
空家所有者のうち、何割くらいが区内在住なのか。	令和5年においては、74名のうち、区内在住は4名、23区が21名、市部が13名、都外が36名であった。
区外在住の場合、区としてはどのように対応することになるのか。	区外在住の場合には、最初の段階での相談の受付は電話でできるが、その後については、相談内容に応じて窓口へ足を運んで相談いただく必要が生じてくる。高齢などの理由により、中野区に足を運ぶことが難しいといった場合には、居住自治体の窓口を案内することとなる。
東京都の事業に統合した場合、近隣住民からの相談はどのように受け付けることになるのか。	近隣住民からの相談対応は、引き続き区で受け付けることとなる。
空家に関連した区の補助金等について、周知しているか。また、実績はあるのか。	空家と直接的な関係がある補助制度ではなく、建築課所管の事業となるが、木造住宅建替改修等補助を実施しており、HPなどで周知している。
空家件数の減少（令和4年度：668棟→令和5年度：589棟）はどのように分析しているのか。	様々な周知を行い、区の職員としてしっかり対応ができていると考えている。